

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松野町長 坂 本 浩

市町村名 (市町村コード)	松野町 (384844)
地域名 (地域内農業集落名)	松丸地区 (祝井、向井、磯崎、町、古井谷、野尻、本村、五郎丸、石ヶ内、寺組、池の端、檜本 宮川、山の下、前三区、前五区、川の内、古市場、地吉、久米地、富民、小屋の川 上家地一区、上家地二区三区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体で担い手が不足しており、一部集落では個々の力で農地を守ることに限界が来ている。豊岡後集落では、小規模な兼業農家が多く、所有農地を耕作するにとどまっている。また、上家地集落は農業の担い手だけではなく住民が減っていることに対する危機感が強まっている。

・地区全体で水路など附帯施設の管理が困難になりつつあり、担い手の負担となっている。

・延野々集落など一団の農地がある集落もあるが、新規参入を見込むには区画の小さな圃場が多く、大型の機械化が進まないところもあり、基盤整備が望まれる。

・延野々集落、豊岡前集落、富岡集落など地区内には、まだ5～10年後も活躍できる農業者が一定数いる集落もあり、特に若い担い手がいる集落は若手農家の育成が必要である。

・先祖伝来の農地、財産としての農地を大切に思い何とか耕作している農業者も多いが、基盤整備した優良な農地とそれ以外の農地を同じように耕作していくことは一律にはできない状況となっている。

・担い手のなかには、繁忙期の労働力の確保が難しく、規模拡大に踏み出せない現状もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心に栽培されているが、特産作物である果樹(梅・栗・柚子・桃)や野菜の作付もされている。特に、町の特産品である桃については町内産の多くをこの地区で栽培している。今後も、果樹の振興に力を入れていく。

・一部で高収益作物としてキウイ花粉の栽培も行われており、農家所得の向上が見込まれる作物として期待できる。

・農地については圃場整備された農地を中心に、認定農業者等の中心的な担い手に集積していくが、地域内でまとまった農地が遊休農地化する場合などは、地域内外の法人等への集積を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	268 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	268 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・地域の農地利用は中心的な経営体である認定農業者が中心となって担うほか、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 ・耕作が困難となった農地は地域内で集約し、地域外の法人を積極的に活用することを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・積極的に活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・豊岡前集落において、農業を継続するため、農業用水を確保し安定供給を図るべく、中央水路の改修事業に取り組む。 ・町の農業農村整備事業や中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等も活用し、農業施設の維持管理、長寿命化に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・町内各担い手組織と連携し、農福連携の取組も視野に入れながら地域内の労働力確保について検討する。 ・えひめ南農業協同組合や、(株)松野町農林公社らと連携し、期間アルバイトや援農ボランティア受け入れの取組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・自身の農地はそれぞれが耕作及び維持管理を担うが、それが難しい場合には、農作業受託事業連絡協議会、(株)松野町農林公社のアグリレスキュー事業等を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①⑦地区内の大部分の集落で、中山間地域等直接支払制度等を活用し農地維持等に取り組んでいるが、さらなる附帯施設の整備や有害鳥獣対策に活用することで担い手を支援する。
- ⑤果樹農業の産地維持及び振興のため、国、県等の事業を積極的に活用していく。
- ⑧豊岡前地区では、安定的に農業用水を確保するため、中央水路の改修工事に取り組む。
- ⑨上家地集落では、農地の新たな活用策として、農業法人により、農地開発団地の再生を図る。